

3. 登録関係

(1) 自動車の登録

自動車の登録は、所有権の公証のための民事登録と安全・環境対策などの各種行政上の権利義務の明確化や社会秩序維持等のための行政登録の目的があり、運行する際の義務となっています。

登録は、電子情報処理組織により自動車登録ファイルに登録することにより行うこととされており、電子情報処理組織は、昭和45年に導入され全国の運輸支局・検査登録事務所の窓口と国土交通省の自動車登録管理室がオンラインで結ばれ即時処理されています。



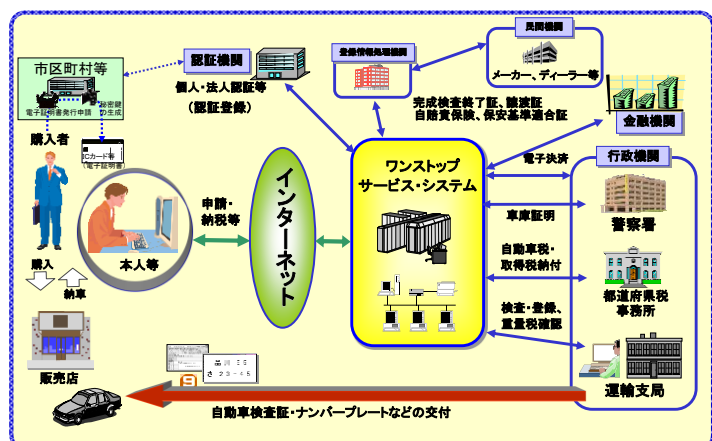
窓口手続風景

(2) 自動車保有手続きのワンストップサービス

自動車の保有に伴い必要となる手続きは、警察が所管する保管場所証明書、各市町村等が交付する印鑑証明書や住民票等の取得、県税である自動車税の納付など、複数の機関での手続きが必要です。そのため、国民の負担軽減を図る観点から、「ワンストップサービス（以下、OSS）」を推進しております。平成17年12月から新車の新規登録（型式指定車）を対象に利用サービスを開始しており、その後も運用地域や対象手続きを順次拡大し、新潟県は、平成30年1月から登録申請のOSSの運用を開始しました。

OSSを利用することにより、現在は紙によって行われている申請等の手続きをインターネット上で24時間365日いつでも、自宅のパソコンから手続きを行うことが可能になり、時間や労力の負担が大幅に軽減されます。

ワンストップサービスのイメージ



(3) 図柄入りナンバープレートの実施

自動車のナンバープレートについては、地域振興や観光振興を図る観点から、地域の要望を踏まえ、追加的な地域名表示(いわゆる「ご当地ナンバー」)の導入を行ってきましたが、ナンバープレートの多角的な活用の取組みをさらに進化させるため、図柄入りナンバープレート制度が開始されました。

第一弾として、平成30年10月から地域の風景や観光資源を図柄にした「地方版図柄入りナンバープレート」が、全国41の地域で交付されています。新潟県では、新潟ナンバーは「トキと万代橋」、長岡ナンバーは「花火」をデザインしたナンバープレートが交付されており、「走る広告塔」となって、地域の魅力を全国に発信しています。また、第二弾として、令和2年5月から新たなご当地ナンバーによる全国17地域の地方版図柄入りナンバープレートが交付されるようになり、新潟県でも「上杉謙信と桜」をデザインした上越ナンバーが交付されています。

さらに、令和3年12月末には「新たな全国版図柄入りナンバープレート」が発表されました。デザインは全国47都道府県の県花をモチーフに日本の美しさを表現しており、令和4年4月から令和9年4月末までの間が交付期間とされています。

令和4年9月には、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の開催を記念した特別仕様ナンバープレートを、期間限定で全国の希望者へ交付することが発表されました。デザインは大阪・関西万博の開催機運の醸成をコンセプトに公式ロゴマークのフォルムをモチーフにしており、令和4年10月から令和7年12月までの約3年間の期間限定で交付することになっております。



図柄入りナンバー「新潟」



図柄入りナンバー「長岡」



図柄入りナンバー「上越」



全国版図柄入りナンバー



大阪・関西万博特別仕様ナンバー